

歴史を変えた50人の女性アスリートたち

レイチェル・イグノトフスキー／著 創元社

極限状態の中、英仏海峡を渡り切った長距離水泳選手のガートルード・エダール、人種や性差別に立ち向かった野球選手のトニ・ストーン、20年にもわたり男装し試合に出場したボク選手スー・サリー・ヘイル…圧倒的な能力、不屈の精神で、性別による偏見や固定観念を打ち破り、記録と歴史をぬりかえたアスリートたちの、エネルギーあふれる物語をチャームなイラストと共に紹介。



ドッグマッシャー(犬ぞり操縦者)のスーザン・ブッチャーは言います。「人生には大変なことがたくさんありますが、悲しいことはただひとつだけ。それは諦めてしまうことです」

延期になった東京オリンピックを前に、ちょっとした運動にチャレンジしたくなります。世界は変えられなくても自分は変わるかもしれません。力強いエールが響く1冊です。

情報資料室 おすすめ本

今月のえ・ほ・ん

「あめのひのころわん」

まだこいぬのころわんは
こっそり雨の日に
お外へ遊びに行ってしまう。

たくさんの冒険をして
びしょびしょ、どろんこになった
ころわんをお母さんは…

あじさいの花やころわんの
ふわふわした毛並みが
丁寧に描かれた人気シリーズです。



作 間所ひさこ
絵 黒井健



ファミリー・サポート・センター〈熊本〉

子どもを預けたい方と預かりたい方とで作られる会員組織です。はあもにいの正面入口から入って右側スペースに事務局があります。お気軽にお問い合わせください。利用には登録が必要です

月曜日～土曜日
9:00～17:00

☎096-345-3011

相談窓口について

相談は無料。どなたでもご利用いただけます。各相談では、専門の相談員がお話を伺います。秘密は固く守られます。

【男女共同参画課相談室】(熊本市役所内)

専 門 相 談		
専門相談 面談予約専用電話	月曜日～金曜日 10:00～16:00	096-352-2587
内 容	相談日時	
心理相談	生き方、心まつわる様々な相談を臨床心理士がお受けします。※奇数月は男性心理士、偶数月は女性心理士が対応	第2火曜日 13:00～16:00 面談相談
DV法律 相談	DV(パートナー等からの暴力)に関する相談に弁護士がアドバイスします	第2・3木曜日 13:00～16:00 面談相談
男女共同参画 に関する 法律相談	離婚・親権・パワハラ・セクハラなど男女共同参画に関する相談に弁護士がアドバイスします	第4木曜日 13:00～16:00 面談相談

【熊本市DV相談専用電話】

電話番号	096-328-3322
DV相談	配偶者からの暴力に関する相談を相談員がお受けします
	月曜日～金曜日 8:30～17:15 電話相談

※一般相談は、2019年4月1日より廃止になりました。ご相談は各区役所福祉課でもお受けすることができます。その他、熊本市にお住いの方は、こころの健康センター、子ども・若者総合相談センターなど、内容等によりご相談先がございます。

※はあもにい総合相談室は、2019年1月に移転しました。



熊本市男女共同参画センター

はあもにい

HARMONY

〒860-0862 熊本市中央区黒髪 3-3-10
TEL : 096-345-2550
FAX : 096-345-0373
http://www.harmony-mimoza.org/
info@harmony-mimoza.org

【開館時間】
ホール・研修室 / 9:00～21:30
情報資料室 / 短縮時間にて開室中

【休館日】
第2・第4月曜日
(祝日の場合は翌日・12月29日～翌年1月3日)



※公共交通機関の利用の協力をお願いいたします。

◆熊本電鉄バスをご利用の場合

⇒国道経由 (C1、3) 乗車から
「男女共同参画センターはあもにい前」下車
⇒三軒町経由 (C4、5、6、7、9) 乗車から
「済々夔前男女共同参画センターはあもにい入口」下車

※国道経由のバス停は、はあもにい目の前です。

※2019年9月11日(水)より電鉄の案内番号が変更になりました。ご注意ください。



熊本市男女共同参画センターはあもにいには 2020 年 4 月 7 日に開館 30 周年を迎えました。皆さまの温かいご支援、ご愛顧の賜と深く感謝申し上げます。

【熊本市男女共同参画センターはあもにい情報紙】 はあもにい通信

※通信はホームページでもご確認くださいませ

2020.6月号 vol.96

発行日 / 2020 年 5 月 25 日

編集・発行 / 熊本市男女共同参画センター
はあもにい

☎ 096-345-2550

はあもにい講座・催しのご案内

参加には申し込みが必要です。

お子さんをお預かりします。事前予約。
当面の間、託児は受付ができません。

熊本市男女共同参画センターはあもにいには 5 月 20 日まで臨時休館しておりましたが、情報資料室もあわせ 21 日に再開いたしました。ただし、感染症防止の観点から、当面は貸室使用の定員や情報資料室の利用時間などを変更させていただきます。ご利用に際しては、感染症防止対策を徹底していただくようお願いいたします。詳しくはホームページ等をご確認ください。

利用者の皆さまにはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解・ご協力をお願いいたします。

【6月のよんでよんでの会は中止します。裏面記載のメインホール・多目的ホール催事につきましては今号も掲載はございません】

参加者募集

※予定変更の場合があります。参加の際は感染予防にご協力下さい

はあもにいウィメンズカレッジ 第7期生募集

地域や職場などの方針決定の場で自らの考えを発信できる女性を育成する講座です。男女共同参画の現状と課題について多面的に学び、コミュニケーション力など、実践的なスキルの習得を目指します。

6/13(土)～1/23(土)

上記期間の、月に1～2回の土曜日。
原則 10:00～正午 (一部例外あり)

料金 5000 円 (全 10 回分)

申込 受付中。対象、申込方法等詳しくはホームページを参照下さい。

テレワーク推進学習会 全4回WEB会議方式

急速に注目されたテレワーク。ICTを活用した時間や場所にとられない柔軟な働き方は、非常時の事業継続、人材確保に有効です。今こそテレワークの導入に向けて必要な知識を学び、情報交換しませんか。

7/16・8/20・9/17・10/15

各 13:30～15:30

講師 鏡 照美氏 (熊本県中小企業家同友会 女性部会会長) ほか

対象 企業の経営者、人事労務担当者等

定員 30人 (先着順・要事前申込) 料金 無料

申込 電話、メール、HP内申込みフォーム

※この学習会は熊本県中小企業家同友会と共催で行います

相談受付

※予定が変更になる場合があります

行政相談は当面の間、中止となります。

問合せ 総務省熊本行政評価事務所 ☎096-324-1662
☎0570-090110 (行政苦情 110 番)

毎月開催 働き方相談所

就職活動や就業に関する不安、現在の仕事に対する悩みなどに個別に対応。求人検索も行います (この場での紹介状発行は行いません)。子ども同席可。

6/17(水) 10:00～16:00
(1人1時間程度)

相談員 ハローワーク相談員 料金 無料

申込 電話で随時受付 (開館日の9時～19時)

緊急時は日常の拡大鏡

風薫る5月が過ぎていきます。長く続いたステイホーム、いかがお過ごしだったでしょうか。4月24日から5月20日まで、1カ月近く臨時休館していた当館もやっと、21日に開館する運びとなりました。とはいえ、感染防止のため、以前と全く同じようには使っていただけない部分もございいます。ご不自由をおかけしますが、皆さまの命・健康が第一です。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

さてこの間、子どもは学校が休校になり、親は在宅勤務になるなど、ほぼ毎家族全員が自宅にいる生活になった家庭では、「夫婦共にテレワークでも夫(父)は仕事中心で、子どもの面倒は妻(母)の仕事」といった固定的性別役割分担を強要され、つらかったという声を聞きました。また、子どもの虐待やパートナーへの暴力にまつわる問題も引き続き心配です。

私たちは熊本地震の時にも同様の経験をしました。どんな時にも人は等しく尊重されるべきなのに、そうではない現実。平時(日常)のありようが、緊急時には拡大鏡のように現れることが多いことを、つくづく思い知らされました。

自然災害や未知のウイルスなどによって、私たちの暮らしはいつ脅かされるかわかりません。当たり前だと思っていた日常がそうではなくなる経験を重ねた今、「自分の考えや行動は本当にそれでいい?」「時には自らは省みて考える癖を付けたいものです。」



館長 坂本ミオ

30周年記念 インタビュー②



「女性の地位向上」から出発 活動拠点の誕生に感じた喜びと誇り

熊本市男女共同参画センターはあもにいでは2020年4月7日、開館30周年を迎えました。そこで前号に続き、開館当時のことを知る方に話を聞きました。今回は、女性団体のリーダーとして会館の必要性を市に訴えたという中山敏子 熊本市女性リーダー協議会会長です。



中山 敏子さん

今回、お話を
うかがったのは…

熊本市女性リーダー協議会会長。生涯学習活動567の会長。1930年生まれ。熊本県男女共同参画審議会委員や熊本県医療対策協議会委員などを歴任。2010年、男女共同参画社会づくり功労者として内閣総理大臣賞受賞

——会館建設に向けて行動されたと聞きました。
中山 当時の田尻靖幹市長のところに女性数人で出向き、女性が安心して学び活動できる拠点をつくってほしいとお願いしました。まだ「男女共同参画」という言葉もない時代、まずは「女性の地位向上」が社会のテーマでした。県が1980（昭和55）年から始めた女性教育講座の2期生だった私は、昭和56年7月に学んだ同期生らと修了後、自主学習グループ「567の会」を立ち上げました。この会では毎月1回、講師を招いて勉強をするのですが、会場探しが大変でした。社会が女性の地位向上をと言っているのに、そのための活動拠点が無いのはおかしいと思いましたし、すでに女性センターができ、活動が充実している他市の様子を知っていたので、「ぜひ熊本市にも」と思ったのです。

——完成時は感慨深かったのでは？
中山 やつと拠点ができ、それぞれの女性団体が多くの夢を抱きながら活動できるようになった。それがうれしかったですね。また、九州各県から視察に来られた方々から「こういうところで活動できるなんて熊本はいいですね」と言われ、誇りしかたことも覚えています。

——それから30年、どのような変化を感じられますか？
中山 当時「女性の地位向上」に関して熊本は、九州の中でも遅れを取っていると感じていましたが、拠点となる会館ができ、その差を少しずつ詰めることができたように思います。また、今日までの歩みを振り返る時、さまざまな女性のリーダーの存在も欠かせません。私たちより前の世代のリーダーの中にはとても厳しい人がいましたが、その方たちにくらいつき、かわいがってもらって成長させてもらいました。今の若い人たちも厳しいリーダーを敬遠することなく、立ち向かっていくことで活動を充実させてほしいと思います。

——今後の「はあもにい」に期待することは何でしょうか？
中山 男女共同参画事業の推進によって、随分認知度が高まったと思います。しかし、

【開館当時の国、熊本市の動き】

熊本市の動き	国の動き
総合婦人会館・カルチャーセンター（現はあもにい）開館 第1回女性問題全国都市会議開催	1985年 男女雇用機会均等法制定
会館内に女性のための総合相談室開設	1990年
総合婦人会館・カルチャーセンターから「総合女性センター」へ名称変更	1992年 育児休業法施行
	1993年
	1994年 総理府に男女共同参画室、男女共同参画推進本部設置
	1999年
総合女性センターから「熊本市男女共同参画センターはあもにい」へ名称変更	2010年 男女共同参画社会基本法制定・施行

また「何をすることなの？」と聞かれることもあります。引き続き事業や広報を強化してもらえればと思います。また、「女性の問題であれば、「はあもにい」の中にすべての窓口がある」といったワンストップサービスが提供でき、解決できる機能を持った拠点になれば、もつといいですね。最後に「はあもにい」、これは女性団体の誇りです。

ご存知ですか？ 6/23～29は「男女共同参画週間」です！

「男女共同参画週間」とは、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である1999年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を、同法の目的や基本理念について理解を深めることを目指す期間として定めたものです。毎年、全国各地でさまざまな関連行事が行われています。

内閣府は今年度、以下のテーマに沿ったキャッチフレーズを募集、このほど最優秀作品が選ばれました。

テーマ：自分らしい人生を実現するために、時間をどう使っていくのか。家族や地域、社会はそれをどう後押ししていくのか。それを社会全体で考えていくきっかけとなるもの

最優秀作品： **そっか。いい人生は、いい時間の使い方なんだ。**

山野 大輔(大阪府)

最優秀作品： **ワクワク・ライフ・バランス**

松江市男女共同参画センター(島根県)

熊本市では例年この期間に熊本県弁護士会と共催で記念講演会及び法律講座、全国一斉電話相談会、面接相談を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国一斉電話相談会のみ実施することになりました。

実施内容は下記の通りです。

一人で悩まず相談してみませんか
【電話相談「女性の権利110番」】

2020年6月27日(土)
096-345-3110
(10:00～16:00 当日のみの専用電話です)

女性に対する暴力(DV、ストーカー、セクハラ)、離婚など、女性が抱えるさまざまな問題に詳しい弁護士が、対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。

性的マイノリティ(LGBTなど)に関するご相談も受け付けます(どなたでも)。

【主催】熊本市・熊本県弁護士会

【問合せ】熊本市男女共同参画課 ☎096-328-2262

「男と女のさん△劇場」 画/ブンノ絵巳



家族の時間

～マンガで考える「男女共同参画」～

今年度の男女共同参画週間は、すべての人が自分の意思にそって、仕事や家事、育児、介護、学び、趣味などにどう時間を使い、バランスをとるかがテーマです(詳しくは上段記事をご参考ください)。

仕事や活動が制限される今、時間の使い方について考える機会にしてみませんか？

例えば、「妻の時間＝家族のための時間」ではありません。会社には就業時間がありますが、家庭内の役割には明確な終了時間も休み時間もありません。「互いに頑張っている」ことを認め合い、「それぞれの時間」を大切にすることを考えてみませんか。